

＜学生のみなさま＞

アルバイト先でのトラブル、

ぜひ **ご相談** ください！



バイトを辞めさせられそう

賃金を払ってくれない

いじめ、セクハラ、もう限界！

シフトを増やされて休めない



ご相談 は

❀ **福岡県**

筑豊労働者支援事務所 まで



○ 県の相談員が、**お電話、面談、メール**による
ご相談に対応します **相談無料・秘密厳守**

○ **あっせん**（中立的な立場で労使紛争の早期解決を提案）
も行います



相談者の了解無しに、バイト先に連絡する
ことはありません

【問合せ先】

● 電話番号 **0948-22-1149**

● メール相談（電子申請）

はこちら ➡



飯塚市新立岩8-1 福岡県飯塚総合庁舎 別館2階

受付は平日の月曜日～金曜日
8時30分～17時15分

※水曜日は20時まで電話受付

＜アクセス＞



労働条件を知っていますか？



雇用主は労働者を採用するときは、次の労働条件を明示しなければなりません。

必ず明示しなければならないこと

①契約期間に関すること

②有期労働契約を更新する場合の基準に関すること

(通算契約期間又は有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む)

※有期労働契約を更新する可能性がある場合に限る。

③就業場所、従事する業務に関すること(変更の範囲を含む)

④始業・終業時刻、始業・終業時刻、休憩、休日などに関すること

⑤賃金の決定方法、支払時期などに関すること

⑥退職に関すること(解雇の事由を含む)

⑦無期転換の申込みに関する事項(無期転換後の労働条件を含む)

⑧昇給に関すること

⑧を除いて、原則、書面で交付しなければなりません。

※労働者が希望した場合は、FAXや電子メール等の方法で明示することができます。

(厚生労働省「労働基準法の基礎知識」より)



「労働条件通知書」として受け取ることが多いと思います。

※「定めをした場合に明示しなければならないこと」は、右の二次元コード「労働基準法の基礎知識」をご覧ください。

働くときの基礎知識



アルバイトだけでなく、就活のためにもご活用ください。

働く人のハンドブック (福岡県作成)



働く上で知っておきたい労働関係法令の基礎知識をまとめています。県ホームページに掲載していますので、是非ご参照ください。
※事務所には冊子版もあり、相談者の方にお配りしています。

これってあり？ ～まんが 知って役立つ労働法 Q&A～

厚生労働省作成。就職を控えた学生さんや、アルバイトを始める方に知ってほしいルールをマンガ風にまとめたものです。



確かめよう アルバイトの労働条件



厚生労働省ホームページ。アルバイトをめぐるトラブルや疑問について、解決するためのポイントを参照できます。